

○北海道警察無線通話実施要領の制定について

平成30年3月26日

道本通第4640号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、北海道警察無線通話実施規程（昭和45年警察本部訓令第12号）第7条の規定に基づき、無線通話を適正に実施するため、警察無線電話局による通信の実施に関し、必要な事項を定めたものである。